（地域森林計画の変更等に関する特例）

第四十五条　前条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に関連して行う次の各号に掲げる変更、指定又は解除（第六項において「地域森林計画の変更等」という。）に係る当該各号に定める事項を記載することができる。

一　地域森林計画区域（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林をいう。以下この号及び次項第二号において同じ。）の変更　当該変更に係る森林の区域

二　保安林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下この号及び次項において同じ。）の指定又は解除　その保安林の所在場所及び指定の目的並びに保安林の指定に係る事項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件（同法第三十三条第一項に規定する指定施業要件をいう。）

2　福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　前項第一号に定める事項　福島県に置かれる都道府県森林審議会及び福島県を管轄する森林管理局長の意見を聴くこと並びに内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をすること。

二　前項第二号に定める事項（海岸法第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林についての保安林の指定に係るものに限る。）　当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

三　前項第二号に定める事項（森林法第二十五条の規定による保安林の指定、同法第二十六条の規定による保安林の指定の解除又は同法第二十六条の二第四項各号のいずれかに該当する保安林の指定の解除に係るものに限る。）　内閣総理大臣を経由して農林水産大臣に協議をし、その同意を得ること。

3　福島県知事は、地熱資源開発計画に第一項各号のいずれかに定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、当該事項の案を、当該事項を地熱資源開発計画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4　前項の規定による公告があったときは、福島の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された当該事項の案について、福島県知事に、意見書を提出することができる。

5　福島県知事は、第二項第一号に定める手続を経るときは、前項の規定により提出された意見書（第一項第一号に掲げる事項に係るものに限る。）の要旨を福島県に置かれる都道府県森林審議会に提出しなければならない。

6　第一項各号に定める事項が記載された地熱資源開発計画が前条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地域森林計画の変更等がされたものとみなす。

（地熱資源開発事業に係る許認可等の特例）

第四十六条　第四十四条第二項第三号に掲げる事項には、地熱資源開発事業の実施に係る次に掲げる事項を記載することができる。

一　温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三条第一項又は第十一条第一項の許可を要する行為に関する事項

二　森林法第十条の二第一項の許可を要する行為に関する事項

三　森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を要する行為に関する事項

四　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十条第六項の規定による協議若しくは認可、同法第二十条第三項の許可（同項第一号又は第四号に係るものに限る。次条第一項において同じ。）又は同法第三十三条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

五　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九条第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

六　新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成九年法律第三十七号）第八条第一項の認定を要する行為に関する事項

2　福島県知事は、地熱資源開発計画に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、当該事項について、復興庁令・農林水産省令・経済産業省令・環境省令で定めるところにより、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める手続を経なければならない。

一　前項第一号に定める事項　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関（以下この号において「審議会等」という。）の意見を聴くこと（隣接県における温泉の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある許可を要する行為に関する事項にあっては、審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。）。

二　前項第二号に定める事項　福島県に置かれる都道府県森林審議会の意見を聴くこと。

三　前項第四号に定める事項（国立公園（自然公園法第二条第二号に規定する国立公園をいう。次号において同じ。）に係る協議を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。

四　前項第四号に定める事項（国立公園に係る認可、許可又は届出を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をし、その同意を得ること。

五　前項第五号に定める事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に通知すること。

六　前項第五号に定める事項（電気事業法第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項に限る。）　内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。

七　前項第六号に定める事項　内閣総理大臣を経由して経済産業大臣に協議をし、その同意を得ること。

第四十七条　次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲げる許可、認可又は認定があったものとみなす。

前条第一項第一号に掲げる事項	温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第十条の二第一項の許可
前条第一項第三号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係るものに限る。）	同法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可
前条第一項第六号に掲げる事項	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法第八条第一項の認定

2　次の各号に掲げる事項が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、当該事項に係る地熱資源開発事業については、当該各号に定める規定は、適用しない。

一　前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第十条第六項の規定による協議に係るものに限る。）　同法第十条第六項

二　前条第一項第四号に掲げる事項（自然公園法第三十三条第一項の規定による届出に係るものに限る。）　同法第三十三条第一項及び第二項

三　前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第四十八条第一項の規定による届出に係るものに限る。）　同法第四十八条第一項

3　前条第一項第五号に掲げる事項（電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出に係るものに限る。）が記載された地熱資源開発計画が第四十四条第五項の規定により公表されたときは、同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があったものとみなす。